

当院歯科の施設基準ご案内

当院歯科は、以下の施設基準に適合している旨四国厚生支局に届出を行っています。

▼クラウン・ブリッジ維持管理料▼

装着した冠やブリッジについて、維持管理を行っています。異常があればそのままにせず、お早めにお知らせください。

▼義歯を6ヶ月再製作できない取扱い▼

有床義歯は製作後、6ヶ月間は新たに作ることはできません。他院で作った場合も同様です。

▼CAD／CAM 冠▼

▼歯科口腔リハビリテーション料2▼

▼がん性疼痛緩和指導管理料▼

▼検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料▼

▼歯科疾患管理料の注11に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料▼

▼歯科疾患在宅療養管理料の注4に掲げる在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料▼

高血圧や糖尿病等の疾患をお持ちの患者様にあたり、内科等の主治医からの情報提供をいただき、全身的な管理体制の下に歯科治療を行います。

▼歯科訪問診療の注13に規定する基準▼

▼初診料（歯科）の注1に掲げる基準▼

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

▼歯科外来診療感染対策加算1▼

当院歯科では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

▼歯科外来診療医療安全対策加算1▼

当院歯科には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全については併設する内科診療機関と連携し、対応できる体制を整えています。